令和8年熊本地震災害義援金のお取扱期間延長について

2026年10月19日

令和8年熊本地震により被害を受けられた皆さまに、謹んでお見舞い申しあげます。
1日も早い復旧、復興を心よりお祈りいたします。
当金庫では、令和8年熊本地震により被害を受けた方々を支援するため、下記により義援金の受付けをしておりますので、ご協力のほどよろしくお願い申しあげます。

記

1. 送付先
お客さまの義援金は、日本赤十字社を通じて被災都道府県に設置される義援金配分委員会へ全額が送られ、被災地の方々の生活支援に役立てられます。
振込依頼書には、必ず送付先「熊本地震災害義援金」をご記入ください。

2. 取扱期間
2026(令和8)年8月10日(月)～2027(令和9)年3月16日(火)
＊当初は2026(令和8)年10月16日(金)までを取扱期間としておりましたが、
被災地の状況に鑑み、上記取扱期間に変更いたしました。

3. お振込先
信金中央金庫　本店
別段預金　熊本地震災害義援金口

4. 振込手数料
無料(窓口の場合)

以上

詳しくは当金庫営業店窓口にてお尋ねください

≪所得税、住民税、法人税の寄付金控除の手続をとられる方へ≫

本義援金をお振込みいただいた際の振込依頼書の控え(振込金受取書)が、所得税等の寄付金控除の手続きにおける証明書類となりますので、大切に保管いただきますようお願い申しあげます。

SEIBU
西武信用金庫